

2026
QUALITY I
CHANGING



IF NOT RECALLABLE
DEFECTIVE

2026年からは
伝える責任が
品質の第一条件！

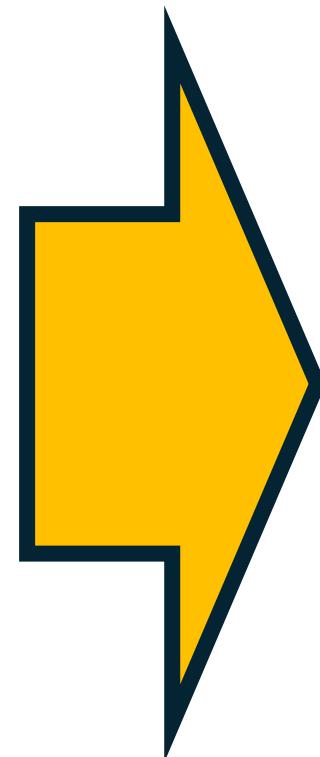


**安全品質の考え方、
2026年から世界では一気に
変わります。
ソフトウェア、システムなど
もPL法の対象に！**

消費者の知る権利を全うすること。

これまでの
良い製品は

- JIS・ISOなどに準拠
- 機能的な優秀性
- 試験依存の品質



これから
の
良い製品は

- 使用情報は直接通知
- リコールができないと欠陥
- GTIN+LOTでの管理

EUでの40年ぶりの改訂！

PS (製品安全の技術基準) :

→製品の安全2025年12月13日より全域

PL法理 (PL法の考え方) :

→製造物責任2026年1月1日から2年以内

今まで大丈夫ですか？
今生産、出荷、納品したものが対象
になります。

生産管理と品質管理、そして出荷後
の品質保証、その質は
リコールが迅速にできること！

世界の状況は一気に変わっています。

- ・ 取説も印刷物だけでは説明責任を果たせず、通知義務。
- ・ リコールや寿命、廃棄・回収も通知義務

今回のサイバーテロ、これは
どうでしょうか

うちは大丈夫と、攻撃され事業停止
した企業の経営者は皆そう思ってい
たと思います。
これもこれからはPL法の欠陥に！

ちょっと待って！

おかしくないですか、専門家がコンサルしていただけます！？

- ・ コンサルは主に財務、人的なこと、過去の経験値でアドバイスします。
- ・ これからPL法などの対応は流通標準化も知らないとなりません。

一寸先の未来は？

- ・ 想定内であったマルウェアの攻撃方法が変わったこと
- ・ この国の情報テクノロジーは20年前のまま・・・！？

安全の基本は

IEC/Guide51

安全とは許容不可能なリスクがないこと

製品もソフトウェアも、このことを遵守
することは当たり前。30年も改正しない
日本のPL法など世界は認めません。

結論

今世界ではリコールについて厳しい対応を開始しています。

それが直ちにできますか！？

PL法は被害者を守る法

事業者は

- GTIN+Lotによる出荷管理
- PS やリコール
- IEEE82079-1:2019準拠

外部リンク多様や暗号化技術は、量子時代ではシステム・サービスの欠陥となる可能性が非常に高いのです。

それを回避し10年以上の実際の運用実績のある技術を今すぐご利用いただける準備が整いました。
知財だけのご利用も可能です。

当団体設立者の渡辺吉明は今回の世界の動向を2013年にIEEE82079-1:2012にて予測、取扱説明書や最新！PL対策解説書を出版、2016年にSCODTの基盤技術特許を日本と台湾（世界各国での申請履歴あり）にて取得、以後、GS1USの子会社との契約などを通し、GS1の海外動向、FDA関係団体との情報交換で食品安全強化法（FSMA）、国内では経済産業省製品安全課製品事故対策室、農水省、消費者署などとPL研究学会の研究活動として第三者的立場で情報共有を行なっています。

技術の詳細、最新PL対策を自社に導入されたい方、コンサルやシステム営業などで利用を検討した方などは直接開発者とご面談ください。

- NDAが必要になりますので、御社の様式がある場合は事前にご連絡ください。
- 講師面談は来社、訪問どちらも通常有料（出張旅費ご負担ください）ですが初回は無料となります。
- 日程調整は事務局にて承ります。

当団体代表プロフィール

1949年生まれ

工業デザイナーのR&Dスペシャリストとして
1975年から独立、地上用太陽電池、EL、家電、
通販商材などの開発。海外工場設立運営、商
社などの中継ぎを行ってきた。

1995年PL法施行を受け、開発者として技術的
視点と法的知識を活かし、2015年に安全管理
システム（コードを光学的に識別し端末画面
をWarningに切り替える）の特許を取得、試
験実証開始、以後、製品事故未然防止を行う
ための研究や啓発を行っている。



渡辺吉明
Yoshiaki Watanabe

一社) PL研究学会副会長
製品リコール研究部会長
TDN社インターナショナル株式会社CEO
R7年度JIS Z82079-1素案策定委員会委員
著作物

取扱説明書ガイドライン2022
最新！PL対策解説書2022

特許：安全管理システム（日本と台湾）
https://jglobal.jst.go.jp/detail?JGLOBAL_ID=201803019573196358&rel=1

日本の安全品質に関心のある経営者とお会いさせていただいております。



一般社団法人APL-Japan 事務局
【事務局】

〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28
TEL : 050-6865-5180 FAX : 022-247-8042
<https://apl.or.jp> Email office@apl.or.jp

【本部】
〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4 アビタシオンK 1F